第九十九条の次に次の一条を加える。

（旧地方公務員共済組合員期間を有する者で大正十五年四月一日以前に生まれたものに係る老齢厚生年金の支給要件の特例）

第九十九条の二　旧地方公務員共済組合員期間を有し、かつ、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が十年以上である者であって、大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧地共済法第八十二条第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」として、旧地共済法、昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済施行法及び旧通則法の規定の例によるとしたならば通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、厚生年金保険法第四十二条（同法附則第十四条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上である者でないものとみなす。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第七条の見出しを「（平成二十四年一元化法改正前国共済法中長期給付の支給要件に関する規定の適用者の範囲）」に改め、同条第一項中「は、平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」を「は、平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第八条の見出し及び同条中「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条の表第七十六条第一項第一号の項を次のように改める。

第七十六条第一項第一号	組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の	旧適用法人施行日前期間等（旧適用法人施行日前期間、旧適用法人施行日前期間以外の
	附則第七条第一項	附則第九条第一項
	二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして	十年以上である者が
	退職したとき	旧適用法人施行日前期間等が十年以上である者となつたとき

第八条の表第八十八条第一項第四号の項中欄中「退職共済年金」の下に「の受給権者」を加え、同項下欄中「限る」の下に「。）の受給権者（旧適用法人施行日前期間等が二十五年以上である者に限る」を加え、同表附則第十二条の二の二第一項の項及び附則第十二条の三第三号の項中「組合員期間等」の下に「が二十五年」を、「旧適用法人施行日前期間等」の下に「が十年」を加える。

第十二条第一項の表平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法の項中「

組合員期間の

」を「

旧適用法人施行日前期間の

」に、「

第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の六の二第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項から第四項まで

」を「

組合員期間等	旧適用法人施行日前期間等

」に、「

附則第十四条第二項
附則第十四条第三項
附則第十四条第四項
附則第十四条第五項

」を「

組合員期間等が二十五年未満

」に、「

旧適用法人施行日前期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号までに該当するときは、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、附則第十四条第一項の規定により旧適用法人施行日前期間等とみなされる者については、第十二条の三及び第十二条の六の二第一項の規定の適用については、その者は、旧適用法人施行日前期間等が十年以上である者とみなす。

」に改める。